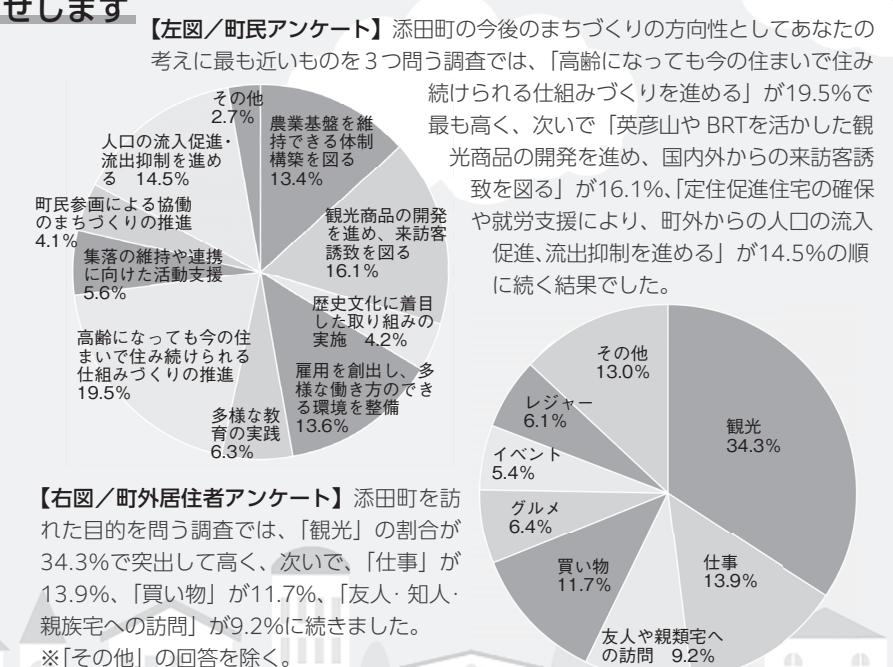




アンケート調査結果をお知らせします

後期計画は、将来像や行財政の状況などまちづくりの方向性や前期計画の検証結果のほか、町民アンケートや町外者アンケートの結果を踏まえ「令和8年度から5年間、特に力を入れるべき施策」を中心に策定を行っています。昨年6月に町民約2,000人を対象とし、町のこれまでのまちづくりへの評価やこれからのまちづくりについてお尋ねしたアンケート調査では、434人から回答をいただきました。併せて、町外居住者約3,000人にもインターネットアンケートを行い外部から見た添田町を調査しました。詳細は町ホームページに掲載していますが、今はその一部を紹介します。



「添田町第6次総合計画後期計画(案)」に関するパブリックコメント

パブリックコメントとは、町の基本的な政策などを形成する過程で、その政策の趣旨、目的、内容などを公表し、広く皆さんの意見を募集し、これを踏まえて町の政策を定めていく制度です。町では、総合的かつ計画的な行政運営を行うため前期計画の検証結果やアンケート調

意見を募集する計画

▶添田町第6次総合計画後期計画（案）

計画の入手・閲覧方法

▶町公式ホームページからダウンロード

▶役場まちづくり課で閲覧

募集期限

▶令和8年1月21日(水) 17時15分

意見書を提出できる人

年齢は問わず、下記要件のいずれかを満たす人が意見書の提出を行うことができます

▶添田町内に住所を有する人 ▶添田町内に事務所または事業所を有する個人と法人その他の団体 ▶添田町内の事務所または事業所に勤務する人 ▶添田町内の学校に在学する人 ▶添田町に対して納税義務を有する人
▶「添田町第6次総合計画後期計画（案）」に利害関係のある人

留意事項

個人情報の取り扱いや、意見公募用紙記載に関する注意事項などは町公式ホームページで確認ください

問 役場まちづくり課政策企画係 (☎ 82-5965)

査結果を踏まえ、「添田町第6次総合計画後期計画（案）」を作成・公表しました。この計画（案）に対するパブリックコメントを実施し、皆さんから寄せられた意見を計画の参考とします。なお、計画（案）に対する賛否を問うことが目的ではありません。

意見公募用紙の入手・提出方法

町公式ホームページからダウンロード、または役場まちづくり課で配布する意見公募用紙に必要事項を記入し下記のいずれかの方法により提出してください

▶窓口での提出 役場まちづくり課（庁舎2階9番窓口）に持参

▶郵送による提出 ☎ 824-0691 添田町大字添田2151 番地 添田町役場まちづくり課 宛

※1月21日、当日消印有効です。

▶電子メールによる提出 kikaku@town.soeda.fukuo ka.jpに提出

※メールの件名は「添田町第6次総合計画後期計画（案）に対する意見公募用紙の提出」としてください。

▶ファクシミリによる提出 0947-82-2869に提出

意見などの公表

提案された意見は取りまとめ、意見の概要とそれに対する本町の考え方を、令和8年2月下旬までに町公式ホームページに掲載します



町公式ホームページはコチラから↑



「みんなでまちづくり」を合言葉に

第6次総合計画後期計画策定中

令和3年3月に策定した「添田町第6次総合計画」は、令和12年までの10年間のまちづくりの方向性を示す「基本構想」と、令和7年度までの5年間を対象とした「前期計画」で構成されています。基本構想では町の将来像を「いつまでも健康で住み続けられる・住みたくなるまち」と定め、その実現に向けた考え方を示し、前期計画では人口減少や少子高齢化、防災・減災などの課題に対応する具体的な施策をまとめています。

現在、前期計画の検証やアンケート結果を踏まえ、令和8年度からの5年間を対象とした「後期計画」の策定を進めています。皆さんの声を取り入れたより良い計画にするため、ぜひ一緒に計画づくりにご参加ください。



添田町の最上位計画「添田町第6次総合計画」を紹介

町の最上位計画である「添田町第6次総合計画」は、町が進めるさまざまな計画の土台となり、行政運営の指針となるものです。令和3年に策定した計画は、令和12年までの「まちのありたい姿」を示す『基本構想』と、その実現に向けた具体的な21の施策をまとめた『前期計画』で構成されています。

実行計画は5年ごとに見直しを行い、現在は『基本構想』に掲げた「誰もが孤立することなく健康で、持続可能な農林業や、人々の交流を生み出す観光などによる雇用創出を図り、豊かな自然環境のもと住み続けられる、住みたくなるまち」に近づくため、前期計画の検証を行なながら、工夫や改善、新たな取り組みも盛り込んだ『後期計画』の策定を進めています。

添田町第6次総合計画

実行計画(前期・後期の各5年)
・分野別の課題に対してどのように取り組んでいくかを示す
・施策と具体的な事業で構成
・5年間の計画をローリング方式により、毎年進行管理を行う

基本構想(10年)

まちのありたい姿を示す

総合戦略(5年)
・国が示す4つの基本目標と2つの横断的な目標に向けた施策・事業で構成

10年後のありたい姿

施策別のありたい姿
【定住・愛着】 住みたい・住み続けたいまち
【稼ぐ・関係人口】 人が集まりにぎわうまち
【支え合い・助け合い】 誰もが孤立せず健康に過ごせるまち
【安全・安心】 安全・安心に暮らせるまち
【子育て・教育】 子育て支援・教育が充実したまち
【関心・自立】 自立と協働のまち

施策(具体的な取り組み実行計画に示す)
▷定住・住宅対策の充実 ▷歴史文化遺産の継承と活用 ▷文化・芸術活動の振興など
▷農林業振興 ▷観光振興 ▷商工業振興 ▷特産物の開発・ブランド化の推進など
▷健康づくりの推進 ▷地域共生社会の実現 ▷多様な個性・人権の尊重など
▷自然環境の保全 ▷防災・危機管理対策の充実 ▷公共インフラの整備など
▷子育て支援の充実 ▷社会教育・生涯学習の推進 ▷学校教育の充実など
▷協働のまちづくりの推進 ▷社会情勢の変化に対応した行政運営の推進など